

長崎県公立大学法人理事会規程

〔平成17年4月1日〕
規 程 第 1 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第29条の規定に基づき、理事会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営協議会及び教育研究評議会の先議)

第 2 条 理事会において定款第16条各号に規定する事項について審議しようとする場合は、原則として、あらかじめ当該事項に関する経営協議会及び教育研究評議会の審議を経るものとする。

(議長の職務代理)

第 3 条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副理事長がその職務を代理する。

(構成員以外の出席)

第 4 条 議長が必要と認めたときは、理事会に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第 5 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

追加 [平成24年規程第 4 号]

(事務)

第 6 条 理事会の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 4 月 1 日規程第 4 号)

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。